

# 昭和三十三年大蔵省令第二十二号

たばこ耕作組合法施行規則

たばこ耕作組合法を実施するため、たばこ耕作組合法施行規則を次のように定める。

(定義)

**第一条** この省令において「法」とは、たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)をいう。

**2** この省令において「組合」、「地区組合」、「連合会」、「中央会」又は「組合員」とは、それぞれ、法第二条、第九条又は第十条第三項に規定する組合、地区組合、連合会、中央会又は組合員をいう。

**3** この省令において「会社」とは、日本たばこ産業株式会社をいう。

(議決権に係る情報通信の技術を利用する方法)

**第一条の二** 法第十条第四項の財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式)その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

**第一条の三** 法第二十三条第三項の財務省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。

(監事の意見書に係る電磁的記録)

**第一条の四** 法第二十八条第四項の財務省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(監事の報告)

**第二条** 法第二十九条の三第三号の規定により報告をしようとする者は、別紙様式第一による報告書を、会社を経由して、財務大臣(地区組合又は連合会の場合にあつては財務局長(これらの組合の主たる事務所の所在地が福岡財務支所の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支

局長)。以下第十一条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

(定款の変更の認可の申請)

**第三条** 法第三十三条第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとする者は、別紙様式第二による申請書に、次の書類を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面及び新旧対照表
- 二 定款の変更の理由を記載した書面
- 三 定款の変更を議決した総会の議事録又はその謄本

(設立の認可の申請)

**第四条** 法第四十条第一項の規定により設立の認可を申請しようとする者は、別紙様式第三による申請書に、次の書類を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 定款
- 二 成立後二事業年度の事業計画書
- 三 成立後二事業年度の収支予算書
- 四 役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五 創立総会の議事録又はその謄本

(設立に関する報告)

**第五条** 法第四十条第二項(法第三十三条第三項、第四十五条第三項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告をしようとする者は、別紙様式第四による報告書を、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

(設立の認可に関する証明の請求)

**第六条** 法第四十二条第二項(法第三十三条第三項、第四十五条第三項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により認可に関する証明をすべきことを請求しようとする者は、別紙様式第五による請求書を、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

(解散の認可の申請)

**第七条** 法第四十五条第二項の規定により解散の認可を受けようとする者は、別紙様式第六による申請書に、次の書類を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 解散の理由を記載した書面
- 二 解散を議決した総会の議事録又はその謄本

**第八条** 合併の当事者たる組合の二が合併後存続する場合において、法第四十六条第二項の規定

により合併の認可を受けようとする者は、別紙様式第七による申請書に、次の書類を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 合併契約書又はその謄本
- 二 合併の理由を記載した書面
- 三 合併後存続する組合の定款
- 四 合併後存続する組合の合併の日を含む事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 五 合併後存続する組合の合併の日を含む事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 六 合併の当事者たる組合の合併を議決した総会の議事録又はその謄本

合併によつて組合を設立する場合において、

法第四十六条第二項の規定により合併の認可を受けようとする者は、別紙様式第八による申請書に、次の書類を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 合併契約書又はその謄本
- 二 合併の理由を記載した書面
- 三 合併によつて成立する組合の定款
- 四 合併によつて成立する組合の成立後二事業年度の事業計画書
- 五 合併によつて成立する組合の成立後二事業年度の収支予算書
- 六 合併によつて成立する組合の役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七 合併の当事者たる組合の合併を議決した総会の議事録又はその謄本
- 八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 二十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 三十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 四十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 五十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 六十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 七十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 八十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十一 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十二 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十三 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十四 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十五 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十六 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十七 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十八 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 九十九 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面
- 一百 第三号から第五号までの書類の作成及び第六号の書面に記載した役員(の氏名及び住所を記載した書面

(清算の終了の届出)

**第九条** 法第五十三条の三の規定により清算の終了の届出をしようとする者は、別紙様式第九による届出書に、次の書類を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 決算報告書
- 二 決算報告書を承認した総会又は代議員会の議事録又はその謄本

(届出)

**第十条** 法第五十五条第一号の規定により組合の成立又は合併の届出をしようとする者は、別紙様式第十又は別紙様式第十一による届出書に、登記簿の謄本を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

**2** 法第五十五条第二号の規定により規約の設定、変更又は廃止の届出をしようとする者は、別紙様式第十二による届出書に、次の書類を添えて、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 規約を設定したときは、当該規約
- 二 規約を変更したときは、当該変更箇所を記載した書面

**3** 法第五十五条第三号の規定により役員(の氏名又は住所の変更の届出をしようとする者は、別紙様式第十三による届出書を、会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

(報告)

**第十一条** 組合は、通常総会終了後、遅滞なく、次に掲げる書類を会社を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 財産目録
- 三 収支決算書

(検査の請求)

**第十二条** 法第五十七条第一項の規定により検査を請求しようとする者は、別紙様式第十四による請求書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 検査の請求に係る組合の住所及び名称並びにその理事の氏名を記載した書面
- 二 検査の請求の理由その他参考となるべき事項を記載した書面
- 三 総組合員の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

(事務の委任)

**第十三条** たばこ耕作組合法施行令(昭和四十七年政令第二百三十二号。以下「令」という。)

第二条に規定する財務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 令第二条第一号に掲げる報告の受理に関する事務
- 二 令第二条第二号に掲げる認可に関する事務のうち次に掲げる事務

イ 法第三十三条第二項、第四十条第一項、第四十五条第二項又は第四十六条第二項に規定する認可の申請の受理に関する事務

ロ 法第四十条第二項(法第三十三条第三項、第四十五条第三項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく要求の通知及び当該要求に係る報告書の受理に関する事務

ハ 法第四十二条第一項（法第三十三条第三項、第四十五条第三項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認可又は不認可の通知に関する事務

ニ 法第四十二条第二項（法第三十三条第三項、第四十五条第三項及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく請求の受理及び当該請求に係る証明の通知に関する事務

三 令第二条第三号又は第四号に掲げる届出の受理に関する事務

四 令第二条第五号に掲げる報告の徴収又は資料の提出に関する事務のうち第十一条に規定する報告書その他の法第五十六条に規定する報告又は資料の受理に関する事務

2 会社は、法、令及びこの省令の規定により、地区組合又は法第四十条第一項の規定により地区組合の設立の認可を受けようとする者が提出した書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該地区組合、設立しようとする地区組合又は合併後存続する地区組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所があるときは、当該財務事務所を経由して提出するものとする。

（報告書等の提出部数）

第十四条 この省令の規定による報告書、申請書、届出書又は請求書及びこれらの添附書類は、三部以内で財務大臣が定める部数を提出しなければならない。

附 則 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日大蔵省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一三年三月二六日財務省令第一九号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日財務省令第一九号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日財務省令第四〇号）

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二七日財務省令第七〇号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年六月二六日財務省令第一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和二年一二月一八日財務省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日財務省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

別紙様式第1（第2条関係）

別紙様式第2（第3条関係）

（日本振業関係A4）

年 月 日

財務大臣 殿

財務（支）局長  
（日本たばこ産業株式会社様）

組合の住所及び名称  
理事長の氏名

定 款 発 行 認 可 申 請 書

たばこ禁煙組合（第3条第2項の規定により、定款の変更の認可を受けたいので、下記の事項を添えて申請します。

別 紙

1 定款の変更しようとする箇所を記載した書面及び新旧対照表  
2 定款の変更の理由を記載した書面  
3 定款の変更を議決した組合の議事録（の謄本）

別紙様式第3（第4条関係）

（日本振業関係A4）

年 月 日

財務大臣 殿

財務（支）局長  
（日本たばこ産業株式会社様）

設立しようとする組合の住所及び名称  
発起人の住所及び氏名又は名称

設 立 認 可 申 請 書

たばこ禁煙組合（第4条第1項の規定により、設立の認可を受けたいので、下記の事項を添えて申請します。

別 紙

1 定款  
2 設立後之事務執行規程の草案  
3 設立後之事務執行規程の仮定書  
4 役員の名簿及び住所を記載した書面  
5 創立組合の議事録（の謄本）

（備考）発起人は、その名義について記載すること。

(備考)「設立・定款の変更・解散・合併」、「たばこ禁煙組合第40条第2項、第33条第3項で準用する第40条第2項、第43条第3項で準用する第40条第2項、第46条第3項で準用する第40条第2項」は、該当する部分について記載すること。

(備考)「設立・定款の変更・解散・合併」、「たばこ特許組合法第42条第2項・第33条第3項で準用する第42条第2項・第43条第3項で準用する第42条第2項・第46条第3項で準用する第42条第2項」は、該当する部分について記載すること。

- 1 解散の理由を記載した書面
- 2 解散を議決した総会の議事録（の謄本）

- 1 合併契約書（の原本）
- 2 合併の理由を記載した書面
- 3 合併後存続する組合の定款
- 4 合併後存続する組合の合併の日を含む事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 5 合併後存続する組合の合併の日を含む事業年度及び翌事業年度の収支算書
- 6 合併の当事者たる組合の合併を議決した総会の議事録（の原本）

別紙様式第8（第8条第2項関係）

別紙様式第8（第8条第2項関係）

（日本企業規格A4）

年 月 日

代表取締役  
（日本たばこ産業株式会社様）

合併によって設立しようとする組合の住所及び名称  
合併によって消滅する組合の住所及び名称  
設立委員の氏名

合 併 認 可 申 請 書

たばこ禁煙組合第84条第4項の規定により、合併の認可を受けたので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 合併契約書（の謄本）

2 合併の議決を記載した書面

3 合併によって成立する組合の定章

4 合併によって成立する組合の成立後2事業年度の事業計画書

5 合併によって成立する組合の成立後2事業年度の収支予算書

6 合併によって成立する組合の財産の氏名及び取得を記載した書面

7 合併の当事者たる組合の合併を議決した組合の議事録（の謄本）

8 3から8までの書類の作成及びその書面に記載した役員の職任が、第84条第1項に規定する設立業務によって、行われてなされたものであることを証する書面

（備考）設立委員は、その全員について記載すること。

別紙様式第9（第9条関係）

別紙様式第9（第9条関係）

（日本企業規格A4）

年 月 日

代表取締役  
（日本たばこ産業株式会社様）

組合の住所及び名称  
設立委員の氏名

消 滅 認 了 届 出 書

令和 年 月 日解散し、令和 年 月 日清算を完了しましたので、たばこ禁煙組合第92条の3の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 決算報告書

2 決算報告書を作成した組合（代表役員）の議事録（の謄本）

別紙様式第10（第10条第1項関係）

別紙様式第10（第10条第1項関係）

（日本企業規格A4）

年 月 日

代表取締役  
（日本たばこ産業株式会社様）

組合の住所及び名称  
理事長の氏名

成 立 届 出 書

令和 年 月 日組合が成立しましたので、たばこ禁煙組合第10条の規定により、登記簿の謄本を添えて届け出ます。

別紙様式第11（第10条第1項関係）

別紙様式第11（第10条第1項関係）

（日本企業規格A4）

年 月 日

代表取締役  
（日本たばこ産業株式会社様）

組合の住所及び名称  
理事長の氏名

合 併 届 出 書

令和 年 月 日組合が合併しましたので、たばこ禁煙組合第10条の規定により、登記簿の謄本を添えて届け出ます。

別紙様式第12（第10条第2項関係）

別紙様式第12（第10条第2項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務大臣 殿

財務（主）局長  
（日本たばこ産業株式会社様）

組合の住所及び名称  
理事の氏名

規約の決定・変更・廃止届出書

令和 年 月 日規約を決定・変更・廃止しましたので、たばこ禁煙組合第33条の規定により、規約・規約の変更箇所を記載した書面を添えて提出します。

（備考）「決定・変更・廃止」、「規約・規約の変更箇所を記載した書面」は、該当する部分について記載すること。

別紙様式第13（第10条第3項関係）

別紙様式第13（第10条第3項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務大臣 殿

財務（主）局長  
（日本たばこ産業株式会社様）

組合の住所及び名称  
理事の氏名

役員氏名・住所変更届出書

令和 年 月 日役員の名・住所を別表のとおり変更したので、たばこ禁煙組合第33条の規定により、届け出ます。

(内 表)

| 変 更 前   | 変 更 後   | 注 意 事 項 |
|---------|---------|---------|
| 役 員 氏 名 | 役 員 氏 名 | 注 意 事 項 |
| 氏 名     | 氏 名     | 注 意 事 項 |
|         |         |         |
|         |         |         |
|         |         |         |
|         |         |         |
|         |         |         |
|         |         |         |

(備 考)

1 役員名を変更した場合は、新旧役員全員について記載（両欄された場合は両欄欄に〇印を記載）し、その他幹事、一般改選、改選等の場合は、変更のあった役員についてのみ記載すること。

2 役員区分欄には、役員、幹事、専任理事、理事、監事等の別を記載し、両方役員については、その兼任記すること。

3 備考欄には、兼任等において兼務している役員名を記載すること。

4 別表は、別紙として添付すること。この場合の別表の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙様式第14（第12条関係）

別紙様式第14（第12条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務大臣 殿

財務（主）局長

株主を請求する組合員の住所及び氏名又は名称

株 主 請 求 書

たばこ禁煙組合第37条第1項の規定により、下記の書面を添えて株主を請求します。

記

1 株主の請求に係る組合の住所及び名称並びにその請求の氏名を記載した書面

2 株主の請求の組合その住所等となるべき事項を記載した書面

3 取締役会員の10分の1以上の同意を得たことを証する書面